

令和 6 年 6 月 26 日現在

機関番号：18001

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13299

研究課題名（和文）中国における面会交流と親子法制に関する比較法学的研究

研究課題名（英文）A Comparative Legal Study on The Visitation and Parent-Child Law in China

研究代表者

李 妍淑（Li, Yanshu）

琉球大学・人文社会学部・准教授

研究者番号：90635129

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：親の離婚や別居には常に子への影響が伴う。DVや虐待がある場合、なおさらである。本研究では、親子法制のあり方を探るため、東アジアの親権及び親子面会交流に関連する制度や実態を比較し、「子の利益」を優先的に保障するために必要な条件を考察した。その結果、あるべき親子法制は、「子の利益」保障を軸としなければならないことが明らかになった。具体的には、親子面会交流については、子の意見表明権を保障し、養育や面会交流を含む合意を迅速に形成すること、またその実現に向けて当事者支援システムを構築していくことが不可欠である。この点は、中国を含む東アジア諸国の共通課題でもある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、東アジアの親権及び親子面会交流に関する制度と実態を比較検討し、各々の制度と実態との間にみられる乖離を踏まえた上で、継続的な子の権利保障を可能にする親子法制のあり方を構想した。文化的に近似した東アジアの比較研究は、中国のみならず、日本の親子法制をめぐる学術的議論に対しても「子の利益」保障を軸とする一定の指針を示した。また、「子の利益」保障に資する親子法制を、司法的なものにとどめず、当事者支援機能にまで拡大して捉えることも可能であり、継続的な面会交流義務の履行確保へ繋げ、ひいては最終的な紛争解決が期待される。

研究成果の概要（英文）：The divorce or separation of parents always has an impact their children, especially when accompanied by domestic violence or abuse. This study aims to explore the appropriate system regarding parent-child by comparing the legislation and actual conditions related to custody and visitation in the East Asia. It considers the conditions necessary to prioritize the "best interests of the child." The result reveals that the ideal parent-child law must focus on ensuring the "best interests of the child". Specifically, regarding visitation, it is essential to guarantee the child's right to express their opinion and to reach agreements promptly, including upbringing and visitation. Furthermore, it needs to establish a support system for the parties involved. These issues are common challenges in East Asian countries, including China.

研究分野：法学及びその関連分野

キーワード：面会交流 親権 子の意思の尊重 親ガイダンス 高葛藤事案 合意形成 当事者支援 東アジア

1. 研究開始当初の背景

2018年以降の統計によれば、中国の結婚件数に対する離婚件数の割合は平均約40%のレベルを維持しており、そのうち40~50%の離婚には未成年の子どもが巻き込まれているといわれる。離婚のうち、86% (2019年) は協議離婚 (2022年は73%) で、裁判離婚はここ数年増加傾向をみせている。また、家事事件における離婚に関わるものの占める割合は70~80%であり、主に争われているのは、子どもの養育費の負担、別居親との面会交流、財産分与などの問題である。とりわけ、面会交流に関しては、民法1086条に規定が設けられているものの、裁判の実務では裁判所によって作成された独自の基準に基づいて判断が下されるのが一般的であり、面会交流の実効性を担保するシステムは用意されていない。台湾のように家事事件にソーシャルワーカーの介入があったり、日本のように調査官による調査が行われたりしていない中、裁判所の基準及び (非専門の) 人員だけでは子の意思・意見を把握したり、親としての責務履行状況を確認したりするのは、極めて困難である。かといって、そういった当事者を支援する社会的・福祉的システムが整えられているわけでもないため、子の利益が十分に保障されているとは言い難く、支援システム全般に空白が依然残っていると言わざるを得ない。特に、DVや虐待を含む高葛藤事案の場合、子への影響が深刻であることを考慮すれば、子の最善利益が最優先的に保障できるシステム作りが喫緊の課題であると考えられる。

2. 研究の目的

本研究は、東アジア比較法の視点から中国の面会交流と親子法制に関する特徴を確認し、現行法制度の下にある社会の実態を明らかにした上で、そこに存在する問題点を指摘し、今後の法的課題と改善策の見通しを得ることを目的とする。具体的には、離婚後の親権の行使状況の確認、子の意思の確認や意見表明権の保障に繋がる子への情報提供の有無、親としての責務への認識状況の確認、面会交流の支援の有無、当事者支援システムの有無、DVの被害や虐待された場合における対応などの点に焦点をあてて検討していく。

3. 研究の方法

本研究は、以下の方法により行われた。

(1) 文献やWeb情報による調査

比較対象国や中国の法制度・法理論、裁判資料、研究者による学術的議論、社会世論などに関する確認は、それぞれの地域で出版される書籍、雑誌、新聞、統計資料、データベース、Web情報などの文字文献による情報収集、調査、解析を可能な範囲で行った。

(2) 対象国訪問による参与観察、現場調査

すでに対象国での人的ネットワークが形成しているため、直接現地へ行き、対面での確認作業を行った。しかし、2020年度から始まった新型コロナ感染拡大に伴う世界的な行動規制のため、海外や国内の訪問調査を実施することができず、研究期間中における現地調査に関しては、必ずしも十分ではない結果に至った。特に、中国に関しては、いまだに外国人に対する入国規制があるため、現地調査を実施することができなかった。その代わりに、別の方法 (例えば、オンライン) でコンタクトを取って、極めて限りのあるインタビューや意見交換を行った。他方、台湾と韓国に関しては、最終年度である2023年度により早く訪問が実現され、現地の研究者、実務家、NGO活動家などへのインタビュー、経験交流、意見交換を行うことができた。例えば、韓国のソウル家庭法院主催のシンポジウムへの出席や面会交流関連施設・団体の訪問、台湾の新北地方法院や支援団体への訪問、実務家やNGO支援活動家へのインタビューが挙げられる。

(3) オンラインを利用した意見交換

新型コロナ感染拡大に伴う行動規制により、オンライン上の意見交換に努めた。例えば、韓国および台湾の裁判官、調査官、弁護士、活動家などによる報告会を開き、限りのある経験交流や意見交換を行い、各国の実情を把握し、制度改革に繋げる研究の場を設けることができた。

(4) 研究成果の発信

国内外の研究会、シンポジウム、学会、講演会などで研究発表や意見交換を行ったり、大学内で行われる民法 (家族法) 関連の授業で、比較法の視点から東アジア諸国の取組み状況を紹介したりする形で成果を社会に発信することに努めた。

4. 研究成果

(1) 親権および面会交流制度の特徴

(台湾) 1990年代以降、台湾の法状況は、「法は家庭に入らず」という伝統的な考え方から一変して、ジェンダー平等や弱者保護という人権保障の観点から、裁判所などの公的機関および社会福祉機関による積極的な介入が行われるようになった。「子の最善利益」も、その潮流の中で、児童に関する権利条約の影響を受け、民法規定(1055条の1「子の利益の判断基準」)に盛り込まれたのである。親権に関しては、単独と共同の両方が導入され、離婚の際に双方の協議によって決定できるという選択制を採っている(1055条)。基本的に協議によるのだが、協議が整わないまたは協議の結果が子の利益を害するおそれがある場合には、裁判所の介入が許される。つまり、親権の決定・変更には、子の最善利益が決定的な考慮要素となるのである。2022年の親権帰属状況に関する統計によれば、単独が85%(うち、父20%、母65%)で、共同が14%、その他が1%という結果が出ており、親権者が義務を尽くさない場合、子の最善利益への侵害という理由で改定を可能にしている(1055条3項)。

離婚後の面会交流についても民法に規定(1055条5項、1055条の1)が設けられており、取り決めた面会交流が子の利益に反する場合には、裁判所は職権でそれを変更することができるし、取り決める際には、ここでも、子の最善利益を考慮しなければならないとする。特筆すべきことは、DVや虐待が介在する事案において、ソーシャルワーカーの監督の下、面会交流ができるが、その場合には裁判所による面会交流実施に関する保護命令の発令が必要である。監督付面会交流は、行政からの委託業務として民間団体が担っており、その業務は裁判所の庁舎内に設置されている窓口で行われ、家庭内暴力サービスセンターと名付けられている。また、家事事件に関しても同様の仕組みをもつ別途の窓口があり、親同士の合意形成を促すためのサポートや離婚に巻き込まれる子へのサポートを主に行なっている。このように、台湾のシステム作りにはソーシャルワーカーの活躍が目立つのが特徴の一つである。

(韓国) 民法に定める親権については、台湾と同様、単独と共同の選択肢が用意されており、離婚時、基本的に双方の協議によってそれを取り決めるとされ、その取り決めが子の利益に反する場合には、家庭法院が改訂したり、その職権によって再指定されることがある(909条4項)。すなわち、韓国も子の利益を親権指定における重要な要素として位置付けている(912条)。親権帰属に関する近年のデータをみると、離婚のうち、協議離婚が77%で、裁判離婚が23%をそれぞれ占めており、未成年の子が関わる離婚は、離婚全体の約42%を占めているとされる(2022年統計)。また、協議離婚に関しては、韓国の独自の制度がみられる。すなわち、家庭裁判所において離婚ガイダンスの受講が求められており、裁判所による当事者への離婚意思確認手続と熟慮期間も存在し、これらの手続を経ないと協議離婚できない点においては、いわゆる当事者の意思に委ねて制限なく協議離婚できるという制度と本質的に異なる。特に、未成年の子がいる場合、その熟慮期間が通常の1ヶ月から3ヶ月へと延長される。これに対して、子の利益を考慮しての制度設計になっていることがわかるが、とりわけ、熟慮期間に関しては、子の養育問題と別途で考える必要があり、個人の自由が制限されてしまつては、高葛藤事案では深刻な結果をもたらすおそれもあるため、廃止するべきであると否定的な意見もみられる。

離婚後の面会交流については、民法で認めており、互いの権利として位置付け、子も親も権利主体となっている(837条の2)。また、親同士の信頼関係が破綻し、面会交流の円滑な実施が期待できない場合には、職権により面会交流を実施しない判断をすることができるとした(ソウル家庭法院2013年9月25日判決)。つまり、子の利益に叶わない面会交流については、裁判所が変更の決定をすることができるのである。さらに、自ら面会交流の実施に自信がない当事者のために、希望があれば、裁判所に設置されている面会交流センターを利用することができる。センターは、専門の相談員が主に業務にあたっているが、その運営が裁判所の予算によること、裁判官や調査官の介入があることを考慮すると、台湾の状況(行政と民間の連携)と異なっており、司法主導型の面会交流制度になっていることがわかる。ソウル家庭法院の場合、月2回6ヶ月間無料でサービスが利用できるとしている。また、距離的制約により利用が困難な当事者のために、2024年3月4日に、京畿道九里市に「ソウル家庭法院広域面会交流センター」(ソウル東部地域、京畿道東・北部地域対象)を新たに開所したが、これは裁判所の庁舎外の施設として初めてである。面会交流をするために、裁判所を出入りする当事者(特に、未成年者)の心理的負担を軽減するための取組みだといわれる。

(2) 当事者支援の一環としての親教育

(台湾) 離婚訴訟によって当事者が受けるダメージは大きい。未成年がいれば、さらに複雑になる。台湾では、親同士の葛藤によって生じうる子の心理的負担や問題行動を正しく認知させるために親教育プログラムを実施している。その目的は、葛藤によるダメージから子の最善利益を守ること、親同士の合意形成を促すこと、親として持つべき能力を回復させることにあり、その根拠は民法(1055条の1)と家事事件審理細則に求められるが、法的義務ではない。裁判官は、離婚当事者に親教育を受ける必要があると認めるときは、親教育の受講を案内することができる。

る。例えば、新北地方法院では、月1回のペースで親教育が行われており、講師は裁判所内に設置されている家事事件サービスセンターがコーディネートし招聘する。講師の資格としては、関連する専門知識を有する大学教授、心理士、弁護士またはソーシャルワーカーでなければならないとされる。講師の人選は、裁判官が決定するか、家事事件サービスセンターの推薦を受けて裁判官が承認することにより行われる。親教育の内容は、心理学、法学、社会学など多岐にわたり、可能な限りフレンドリーなペアレントになることを目指すものとなっている。すなわち、親としての責務を認識させ、子を傷つけない離婚交渉を行い、調停や裁判外手続を通じて合意を形成し問題を解決することがその主旨となる。親教育は義務ではないので、強制できないが、ただ、親教育の受講の有無は、フレンドリーペアレントであるか否か、親権者として適しているか否かを判断するにあたって考慮要素の1つとなりうるため、受講の拒絶は、親権争いで不利に働く可能性があるといわれる。こうしたフレンドリーペアレント・ルールは、親としての責務を理解し、子の利益になる面会交流を実施していけるよう促す根拠としても考えられている。

(韓国) 韓国では、協議離婚における離婚意思確認と熟慮期間が制度化されていることは、すでに前述通りである。これに加えて、もう1つあるのは、離婚案内及び未成年の子がいる場合の子女養育案内で、離婚意思確認が行われる際に、合わせて受講する必要があるとされる。いわゆる、親教育である。これは、大法院による「家事裁判・家事調停及び協議離婚意思確認手続における子女教育案内に関する指針」(2012年9月19日制定、大法院裁判例規第1400号(裁特2012-2))に基づいて行われているが、台湾と同様、法的義務ではない。子女養育案内は、家庭裁判所としての後見的・福祉的機能を強化した結果として採られた支援システムであり、家事事件を早期介入・早期解決することを目的としている。現在のところ、利用者の満足度は高いといわれる。それには専門調査官が子女養育案内を担当し、90分の時間をかけて説明が行われる。また、調査官による履修状況も確認され、その結果を担当裁判官に報告される。台湾と異なるのは、親教育の担い手である。つまり、台湾は、行政によって民間に委託した市民団体のソーシャルワーカーによって担っているのに対して、韓国は、もっぱら裁判所内の調査官が担当している。両国の特徴がここでも現れている。

(3) 子の最善利益のための子の意思の尊重

(台湾) 家事事件を処理するにあたって、子の最善利益を保障するために、台湾では子の意見表明権が設けられている(家事事件法3条、9条、12条、108条。民法1055条の1第1項2号、民法1089条2項・3項)。裁判所は、子の年齢、識別能力等に応じて、法廷の内外において直接その意見を聴くか、その他の適切な方法により、裁判の結果が子に及ぼしうる影響を説明し、希望や意見を述べる機会を与えなければならない、必要があると認めるときは、児童心理に詳しい専門家またはその他の専門家の協力を求めることができる。家事事件法は、意見表明できる年齢を7歳以上と設定しており(14条2項)、必要に応じて手続監理人を選任することができる。手続監理人の役割は、子の意思を裁判所に伝えること、子の利益を保護することであり、臨床心理士、医師、カウンセラー、弁護士などによって担当することが多く、事前に裁判所の名簿に登録された者から選任される。また、裁判や調停手続の際、子に付き添って、その心理的負担を軽減し安心安全な環境を提供することで、意見表明をスムーズに行われるよう手助けするソーシャルワーカーの存在もある。ほかに、家事調査官による調査も行われるが、それは裁判官の指示による特定事項に対する調査になる(家事事件法18条)。このように、台湾における子の意見表明権の実現は、手続監理人、ソーシャルワーカー、調査官の3重の仕組みによって行われている。

(韓国) 2010年に、「未成年の子どもに対する意見聴取に関する指針書」を発行して以来、子どもへの意見聴取は、家事調停や離婚訴訟において当然に行われる手続として認識され、実行されているといわれる。それぞれの子どもが置かれている状況及び特性に合わせてその聴取方法を講じている。その方法には、相談員による児童相談、担当裁判官による聴取、調査官による面接調査などがある。いずれも、子の利益を最優先する形で実現されることが求められる。

(4) 中国の現状について

中国の離婚後の親権(=監護権)は、基本的に共同親権である(民法1084条)。別居親との面会交流のことを「探視権」と呼ばれ、親が子に会いに行く権利として捉えられている。そのため、探視権という名称を変更して、より子の最善利益が反映されるものにするべきであると議論する学者もみられるが、現状は変わらないままでいる。

子の最善利益に関しては、児童に関する権利条約の影響を受け、未成年保護法(4条)と民法(1084条)に明文規定が設けられているものの、それを実現するための当事者支援システムはほぼ空白状態であると言っても過言ではない。近年、こうした空白を埋めるべく議論を展開していることもみられるが、その進展は遅い。したがって、上記の台湾や韓国の取組みは、中国にとって大いに示唆に富むものであるといえよう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 李妍淑	4. 巻 -
2. 論文標題 韓国の国際養子縁組法制	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 外国法制研究会編『国際養子縁組法制をめぐる現状分析と課題』	6. 最初と最後の頁 30、37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 李妍淑
2. 発表標題 韓国の国際養子縁組をめぐる法状況
3. 学会等名 国際ハイブリッドセミオープンシンポジウム「国際養子縁組法制をめぐる現状分析と課題 国際比較の視点から」（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 李妍淑
2. 発表標題 台湾と韓国のDV対策について
3. 学会等名 男女共同参画会議第109回女性に対する暴力に関する専門調査会（2020.9.30）（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 李妍淑
2. 発表標題 加害者更生プログラムに対する台湾と韓国の取組みへのコメント
3. 学会等名 第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）オンラインイベント「DVと虐待 加害者とどう向き合うか ~東アジアにおける加害者プログラムの実践と更生へ向けた制度設計（2021.3.5）（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 外国法制研究会編（共著）	4. 発行年 2023年
2. 出版社 寿郎社	5. 総ページ数 78
3. 書名 国際養子縁組法制をめぐる現状分析と課題	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------